



紀美野町集落支援員(委託型)募集案内

【募集分野】 鳥獣害対策に関する活動

現在、産業課では鳥獣による農作物への被害を減少させるため、猟友会とともに取り組んでいます。

このたび、鳥獣害対策強化のため、防護柵の設置指導や獣害捕獲確認、クマやサルの出没状況確認などをする令和8年度の集落支援員登録者を下記のとおり募集します。

1. 集落支援員とは

集落支援員は、総務省の制度を活用し設置するもので、人口減少や高齢化等の進行に伴い活力が低下する地域において、地域の実情の把握、人と人を繋いだり、地域資源の活用、発信するなど、活性化を図るための活動に意欲のある方を町が委嘱します。

2. 今回募集する集落支援員

雇用形態	【委託型】町長が「集落支援員」として委嘱し、町と業務委託契約を締結します。町との雇用関係はありません。
募集人数	1名
応募資格条件	<ul style="list-style-type: none">・日曜日・土曜日・祝日に活動のできる方・応募時点で、年齢が18歳以上の方・地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団その他、反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方・パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）やタブレットの一般的な操作ができる方・普通自動車免許を取得している方・狩猟免許を取得している又は取得予定の者・コミュニケーション能力に自信のある方・活動に係るほうれんそう（報告、連絡、相談）が、町と地域に対してできる方・地域になじみ、地域団体や地域住民、猟友会とともに与えられた活動に取り組む意欲のある方

<p>活動場所</p>	<p>基本的に産業課を拠点としますが、活動内容により適宜変更となる場合があります。</p> <p>例：●日曜日・土曜日・祝日の場合 休日対応が必要な連絡が来た場合は、自宅から直接現地へ行くこともあります。</p> <p>●月曜日～金曜日の場合 紀美野町役場 産業課</p>
<p>活動内容</p>	<p>【概要】</p> <p>鳥獣害対策を積極的に実施しているが、農作物における被害がなかなか減少しないため、被害の減少を目的に防護柵の設置指導や害獣の追い払い、捕獲の確認作業などに取り組む。また、猟友会と連携し、鳥獣の被害防止に関する活動をしていただきます。</p> <p>【中心となる活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲確認 ・ 防護柵の設置状況確認と指導 ・ クマ、サル等の出没状況確認 ・ 獣害の相談窓口 ・ 獣害対策の講習会の開催 ・ 緊急銃猟実施時の対応 ・ 有害獣の追い払い ・ 有害獣の駆除（状況による） ・ 有害獣駆除にともなう資格取得 ・ 猟友会の事務局 ・ 各種研修会や会合への参加 ・ その他獣害対策に関する事務 ・ 集落支援員同士の連携 ・ その他、臨機応変な対応が必要な場合があります。

3. 活動条件等

活動時間等	1カ月の活動日数は原則17日（1日7時間30分程度）以上とします。 ※1月のうち不定期で、日曜日、土曜日、祝日の活動があります。 ※2夜間の会合等への出席が必要な場合があります。
報酬等	基本月額 258,000円（月末締め翌月20日支払い） ※現時点での予定で、変更になる場合があります。
その他	(1) 委託契約のため、国民健康保険及び国民年金は各自で加入となり確定申告が必要です。 (2) 活動に使用する車両は町が用意します。 (3) その他活動に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。 (4) 個人事業主として、委託料の確定申告が必要です。 (5) 副業は、活動に支障がない範囲で可能ですが、報告が必要です。 (6) 行動計画や毎日の業務日誌などを作成いただきます。

4. 欠格要件（地方公務員法第16条）

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は申し込みできません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 紀美野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 申込手続き

受付期間	募集が公表された日から令和8年3月24日まで （持参による受付は上記期間の土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までとします。） ※ 郵送又は直接持参による。郵送の場合は、封筒の表に「集落支援員申込書 在中」と朱書きしてください。 以下のサイトからも応募することができます。 https://logoform.jp/form/4ogQ/1464188 
郵送または持参の場合提出書類	① 紀美野町集落支援員（委託型）応募用紙（顔写真を貼ってください。） ② 小論文：以下をテーマに2,000文字以内（A4サイズで書式は自由）で作成してください。 テーマ「あなたが思う農地の獣害防止対策について」

応募先及び お問い合わせ せ	紀美野町役場 産業課 集落支援員係 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地 TEL：(073) 489-5901 (直通)
----------------------	--

6. 委嘱までの流れ

申込⇒第1次選考（書類審査）※1⇒第2次選考試験（研修・面接）※2⇒
内定（名簿登載）⇒委嘱・委託契約

※1 書類選考を実施し合否を通知します。

※2 研修(町と活動の概要、先輩支援員と意見交換)と面接で10:00から16:00(休憩含む)を見込んでください。

(注) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、委嘱後に不正等が発覚した場合には、委嘱を取り消します。

7. 試験日時及び会場

試験日時、試験会場等は、第1次選考（書類審査）合格者に通知します。

8. 試験の結果・開示

試験の結果は、後日、文書で通知します。結果については、紀美野町個人情報保護条例第14条の規定により、開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、面接試験のお知らせ通知及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付で公的機関発行のものに限る。）を持参の上開示場所に直接おいでください。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。開示を請求される場合は、事前にご連絡ください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第2次選考試験 不合格者 (本人に限る)	順位及び総合得点(合格者がない場合は、総合得点のみ)	結果通知日から2週間(日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで)	紀美野町役場 産業課

9. 委嘱・契約期間

委嘱開始日から令和9年3月31日まで

※ 委嘱開始日は、前職の都合などがある場合、臨機応変に対応します。

※ 町の方針、予算によりますが、取組姿勢や成果等を勘案し、年度ごとの契約により、更新する場合があります。

10. その他

- 提出書類に不備があると受付することができませんので、提出前にもう一度確認してください。
- 試験において一定の基準に達しない場合は、不合格とするため、募集人数を下回る場合があります。
- 申し込みにあたり当町が取得した個人情報については、試験事務の目的以外に使用しません。また、提出された書類については、返却は行わないため、責任を持って処分させていただきます。